

新学習指導要領の例示による指導で、 運動の二極化を解消できるか

～「苦手な児童」と「意欲的でない児童」への配慮例示への取り組みから～

明星大学教育学部教育学科 特任教授 中 澤 正 人

抄録

文部科学省が実施している全国体力・運動能力・運動習慣等調査報告等の結果から、児童・生徒の体力の低下が、問題となり様々な取り組みがなされてきた。取り組みの成果として、50m走や反復横跳びの瞬発力などの運動能力は高まってきているが、一方で、運動に意欲的に取り組む子とそうでない子の二極化の傾向が新たな課題となっている。

新学習指導要領では、こうした運動への二極化の傾向等を含む課題改善のため、運動が「苦手な児童」と「意欲的でない児童」への配慮の例示を今回初めて示した。この例示は果たして、児童の運動への二極化傾向改善に有効となるのかを検証する。

キーワード 運動体験の二極化、「苦手な児童」と「意欲的でない児童」への配慮、教師の支援

1 「苦手な児童」と「意欲的でない児童」へのこれまでの対応

これまで、運動ができないあるいは苦手意識を感じている児童への対応として、次のような指導や働きかけがなされてきた。

(1) 放課後等を活用して個別に指導した

本人の「出来るようになりたい」の思いに寄り添い、教師はその思いを支援すべく、休み時間や放課後等を使って、個別の指導を行ってきた。努力の結果できるようになった児童は達成感にあふれ、今後の体育授業における意欲は一層高まることになる。しかし一方、できなかった児童は、自信をますます失い、運動嫌いが進み、体育授業への意欲は後退する。したがって、教師は児童の思いは受け止めても、努力すればできるようになるかどうかの見極め等、より適切な指導が求められた。

(2) 別課題を提示し、類似した運動に取り組みさせた

体格や体力的に見て、努力しても課題の達成が難しいと思われる児童には、必要な体の動かし方や運動感覚が養えるよう、類似した運動や運動遊びを提示し、運動課題への達成感を味わわせるよう指導してきた。よりスモールステップなので達成しやすく、認めてあげることで、意欲を高める児童がいる一方で、他の児童と違う課題に取り組むことへの違和感は拭えないことも少なくなかった。

その他、教師を中心とした研究会等では、「苦手な児童」や「意欲的でない児童」への対応として、場の設定の工夫(マット運動の後転では、坂を作って転がりやすくする工夫等)や集団を作り、教え合いや励まし合いから、課題解決の意欲や課題達成につなげる工夫等がなされてきた。しかし、いずれの指導にしても、これらについては、もっぱら教師の指導力や指導方法の工夫に頼っており、指導の工夫にしてもその方法で良いかどうかの判断基準はなく、経験の積み重ねにより、成果が上がってきてはいると考えられるが、個の範囲に留まっており、運動に対する二極化の解消という課題の根本的な解決になってはいなかった。

2 新学習指導要領で示された「苦手な児童」と「意欲的でない児童」への指導の例示について

(1) 例示が示された背景

今回の改訂で、例示が示された背景として、平成29年告示の「学習指導要領解説 体育編」において、現行学習指導要領の成果と課題において、次のように記している。「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し、体育と保健との一層の関連や発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図りつつ、指導と評価の充実を進めてきた。その中で、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まったこと、体力の低下傾向に歯止めが掛かったこと、……など、一定の成果が見られる。他方で、習得した知識及び技能を活用して課題解決することや、学習したことを相手に分かりやすく伝えること等に課題があること、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、……昭和60年頃と比較すると、依然として低い状況が見られることなどの指摘がある。……」

これまでの取り組みにより、運動離れや、体力の低下については、一定の歯止めがかかったものの、運動に対する二極化や、主体的な課題解決の力について更なる取り組みが必要であるとしているのである。

こうした課題への対応として、「新学習指導要領解説 体育編」では、これらの課題への改善の具体的事項の中で、ア 運動領域においては、「運動の楽しさや喜びを味わうための基礎的・基本的な『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。また、保健領域との一層の関連を図った内容について改善を図る。

・全ての児童が、楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際、特に、運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。……」とされ、全ての学年や運動領域において、この「運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童」への配慮した指導の例示が示されることとなったのである。

(2) 配慮した指導の例示

各運動領域の内容において「知識・技能」の資質・能力面では「運動(遊び)が苦手な児童への配慮」、「学びに向かう力・人間性等」の視点から「運動(遊び)に意欲的でない児童への配慮」として具体的な指導例が示された。それぞれの学年及び運動領域において、「知識及び技能」に関する目標では運動の例示に合わせて、「運動(遊び)が苦手な児童への配慮の例」として、「学びに向かう力・人間性等」に関する目標では目標項目に合わせて、「運動(遊び)に意欲的でない児童への配慮の例」が示された。例えば「第1学年及び2学年の内容のA 体づくりの運動(遊び)」では、

①「運動(遊び)が苦手な児童への配慮の例」

「・回す、転がすなど用具を操作することが苦手な児童には、ボールやフープなど用具の大きさ、柔らかさ、重さを変えて操作しやすくするなどの配慮をする。

・用具を投げる、捕るなどの動きが苦手な児童には、新聞紙を丸めた球や新聞紙で作った棒、スポンジのボールなど、恐怖心を感じにくい用具を用いたり、紙鉄砲を用いた遊びを取り入れたりするなどの配慮をする。……」

—などを例示している。

②「運動(遊び)に意欲的でない児童への配慮の例」

「・体を動かすことを好まない児童には、教室から友達と手をつないで体育館や運動場に移動するなど、授業前から友達と関わりながら自然に運動遊びに加わっていきることができるようにするなどの配慮をする。

・友達と関わり合うことに意欲的になれない児童には、ペアやグループで調子を合わせて動くことによって、気持ちも弾んでくることが実感できる運動遊びを準備したり、意欲が感じられる児童のつぶやきや動きを取り上げて共感したりするなどの配慮をする。……」

などが例示されている。

それぞれ具体的な配慮が例示として挙げられ、その内容は、それぞれの運動や技術に対応しており、指導において児童がつまづくと思われる観点から指導のポイントととして示されている。

3 「配慮の例」による指導の有効性について

さて、指導要領が示すこれら「配慮の例」による指導は、「習得した知識及び技能を活用して課題解決することや、学習したことを相手に分かりやすく伝えること等に課題があること、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、……」などの課題の解決に有効となるのだろうか。

とりわけ、運動への二極化傾向改善につながるか否かについて、特に苦手意識が強い器械運動での取り組みから考える。

器械運動を苦手意識が強い運動として取り上げた理由の一つは、器械運動系は運動技術の数が多く、それぞれの技に対して「できる、できない」が明確であるため、つまづく児童が多いことによる。これは指導要領の運動領域の中で「運動が苦手な児童に対する配慮」の例示が最も多いことから明らかである。また、自身の指導経験からも、体育学習に意欲的でない児童の内、特に取り組みに消極的な運動が鉄棒や跳び箱、マット運動の器械運動であったことや、教師の多くが指導に対する苦手意識をもっているのが、これらの運動であるからである。この器械運動の内、マット運動に着目する。

今回の改訂では、器械運動系の捉え方に関して、これまで技の系統性は中学校学習指導要領で表記されてきたが、今回からそれぞれの「技の系統性」として明確化された。マット運動では、「基本の技～発展技」の表記から「回転系」と「巧技系」として技の違いが明確になり、さらに「回転系」のなかを「接転技群」と「ほん転技群」としてその技の特徴が明らかにされた。また、各学年における技の取り扱いにおいても変更が見られる。例えば、3、4年生のマット運動で、従前では例示に示されていなかった「首はね起き」(発展技として、頭はね起き)が示されている。従前の5、6年生のマット運動では、大きな前転の更なる発展技の例示として「倒立前転」が示されていたが、新学習指導要領では、「手や足の支えで回転する(ほん転技群)回転系の基本的な首はね起きグループ技の例示」として「頭はね起き」として示されており、3、4年生では、この技の系統性を重視して今回の内容が中学年に下りてきたものと考えられる。

この「首はね起き」を苦手する児童への指導配慮の例示をみると、課題となる技の感覚づくり(壁登り逆立ち、背支持倒立)となる活動と運動のコツ(腰を上げた仰向けの姿勢からはねてブリッジ)とそのための教材・教具の工夫(段差を利用して起き上がりやすくする)、最終的な運動の形(反動を利用して起き上がる)が示されている。しかし、実際に指導をする際、これらの配慮が苦手を克服することにつながるかは疑問がある。まず、感覚づくりとなる活動が児童にとって、どのような感覚を高めるのか分からないのではないかと。また、運動のコツや教材・教具の工夫においても、どうしたらできるようになるかの動き方をつかむには難しいものと考えられる。児童がそれでも繰り返し取り組む中で、初めてできたときに動き方がわかるという児童の努力に頼る指導になってしまうのではないだろうか。そもそも、「首はね起き」を苦手する児童は、壁登り逆立ちさえできず、背支持倒立そのものができないとも考えられる。では、分かるように視覚化して提示すれば、動きを理解し、自らの動きを変えていけるかと言えばこれはかなり難しい。また、それぞれの配慮事項は、重要であることは間違いないが、それぞれが一局面であり、まとまった動き全体としてとらえることも難しい。

児童の苦手意識を解消するためには、動き方を身に付け、主観的にさっきより上手くなったと実感させることが必要であり、視覚的情報よりもこの部分でこの支援というピンポイントでの教師の支援こそが必要となる。つまり、出来るようになるためには、場の工夫や動きの視覚化、言葉かけ等の配慮だけでは、「苦手な児童」の改善にはつながらず、配慮事項を生かした教師の直接的な支援こそが改めて求められるのである。

一方、「運動（遊び）に意欲的でない児童」への配慮の事例は、運動自体よりも運動に向かう過程で、友達との関わりを生かしたり、事前の運動で心弾ませる活動を準備したりすることによって、運動への意欲を高めようとするものである。確かに、本時のメインとなる運動の直前までは意欲的に取り組めるかも知れないが、本時のメインとする運動に取り組む段になった際に、その意欲を継続していなければ意味がない。メインの運動の前で止まってしまったのでは改善することは難しい。教師の支援の在り方がここでも求められることになる。

4 検証の必要性和検証方法

「苦手な児童」と「意欲的でない児童」への配慮による指導が運動の二極化解消につながるかどうかについて、自身のこれまでの経験からその有効性について、考察してきた。しかし、この考察は、実際に児童への指導を行った結果によるものではない。今回示された例示が二極化解消に有効的であったかについては、実際に指導し、その結果を検証する必要がある。そこで、次のような調査を実施し、検証したいと考えている。

新学習指導要領への対応についての調査

- 性別と年代に○を付けてください。

男性・女性 20代 30代 40代 50代 60代

「新学習指導要領 体育編」では、運動に対して「苦手な児童」と「意欲的でない児童」への配慮した指導について具体的な例示を示しています。この調査は、この例示を活用することによって、誰もが運動が「苦手な児童」と「意欲的でない児童」への改善的な指導が図れるか否かを検証し、例示のより有効な活用の在り方を研究するものです。従って例示を試した率直なご意見をいただけると幸いです。

1 運動が「苦手な児童」への配慮の例示の活用について

- (1) 各運動領域の指導において、運動が「苦手な児童」に対し、学習指導要領の「苦手な児童」への配慮の例示を活用して指導していますか。(主に当てはまるもの一つに○をして下さい。)

- ほぼ活用している • 時々活用している • あまり活用していない • 活用していない

- (2) 「活用していない、あまり活用していない」を選択された方にお聞きします。活用されない理由として最も近いものに○をして下さい。

- 自身の経験を生かした指導をしているから
- 例示では、具体的なイメージが湧かず、活用できないから
- 例示を試したが、苦手な児童の改善にはつながらなかったから
- 例示の内容自身が難しく、苦手な児童の改善にはつながらないと思うから

- (3) 例示が活用されるために、こうすればよいという意見がありましたらお書き下さい。

2 運動に「意欲的でない児童」への配慮の例示の活用について

- (1) 各運動領域の指導において、運動に「意欲的でない児童」に対し、学習指導要領の「意欲的でない児童」への配慮の例示を活用して指導していますか。(主に当てはまるもの一つに○をして下

さい。)

- ほぼ活用している
- 時々活用している
- あまり活用していない
- 活用していない

(2)「活用していない、あまり活用していない」を選択された方にお聞きします。活用されない理由として最も近いものに○をして下さい。

- 自身の経験を生かした指導をしているから
- 例示では、具体的なイメージが湧かず、活用できないから
- 例示を試したが、児童の意欲の改善にはつながらなかったから
- 初めこそ意欲的だが、メインの運動での意欲改善にはつながらないから

(3)例示が活用されるために、こうすればよいという意見がありましたらお書き下さい。

今回の調査を実施するにあたり、小学校体育を研究している教師数に、新学習指導要領による取り組みや、配慮事項に沿った授業の実施状況について聞いてみた。研究会では、例示を生かした取り組みを研究している事例がいくつかあるが、各教師が所属するほとんどの学校が、年間指導計画こそ作成したものの、具体的な指導については共通理解ができていないということであった。また、3、4年生の器械運動「頭はね起き」については、運動の得意な児童への発展技として取り組ませているということであった。調査や検証については各校の取り組みが進むまで、もう少し時間を置くことが望ましいのかも知れない。

5 運動の二極化への解消に向けて

今回の改訂で、例示が示された背景となった児童の運動課題の一つ、運動する児童とそうでない児童の二極化傾向への解消に向けて、経験値でのその有効性や調査・検証の実施について述べてきた。調査・検証については、その結果が出ていない段階において、配慮事項の有効性について云々することは難しい。ただ、これまでの考察から新学習指導要領に示された配慮の例示を、そのまま実施しても成果は期待できないように思われる。

今回の例示を有効なものにするために、その例示事項をどのようなタイミングで示し、どのような場を工夫し、児童がわかったと感じられる動きの感覚を掴むことができるような教師の支援の工夫がやはり必要である。

他方、児童の運動の二極化への解消に向けては、「新学習指導要領解説 体育編」の改訂では、体育における「見方、考え方」において、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「みる・する・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること」としている。この体育における「見方、考え方」をどのように捉え、どう関連付けていくかという視点からのアプローチも運動の二極化への解消につながる重要な視点ではないかと考えている。

今後の「苦手の児童」と「意欲的でない児童」への配慮の有効性の調査や検証と同様に、この体育における「見方、考え方」についても検証し、児童の運動の二極化への解消に有効な指導法について研究を深めたいと考えている。

参考文献

- 小学校学習指導要領(平成29年度告示)
- 小学校学習指導要領(平成29年度告示)解説 体育編
- 小学校学習指導要領(平成20年度告示)解説 体育編
- 岡出美則：小学校教育課程実践講座 ぎょうせい (2018年2月15日 第1刷)

- 杉山重利・高橋健夫・園山和夫：保健体育科教育法 大修館書店（2013年9月1日 第5刷）
- 岩田靖・吉野聡・日野克博・近藤智靖：初等体育授業づくり入門 大修館書店（2018年4月20日 第1刷）
- 高橋健夫・松本格之祐・尾縣 貢・高木英樹：すべての子どもが必ずできる 体育の基本 Gakken（2016年6月7日 第1刷）
- 高橋健夫・岡出美則・友添秀則・岩田靖：体育科教育学入門 大修館書店（2016年12月30日 第10刷）